

卒 F I T 買取事業者連絡会 会則

制定 2019年10月23日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、卒 F I T 買取事業者連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は、F I T 制度による買取期間を満了する卒 F I T 電源の保有者に対し、消費者保護の観点に留意した上で、買取を希望する事業者の買取価格等の情報を提供することで、卒 F I T 電源からの電力の有効活用を促進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 旧一般電気事業者（小売）が卒 F I T 電源の保有者に個別に送付する通知（以下、「個別通知」）に、会員の買取価格等の情報を書面にて同封し、提供すること
- (2) 前1号で「個別通知」に同封する書面が満たすべき要件の策定
- (3) 前1号で「個別通知」同封する書面が前2号の要件を満たしているかの確認
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(入会)

第4条 本会への入会を希望する事業者は、別に定める入会手続きに従って入会申込を行い、幹事会の承認を得なければならない。

2 幹事会は、入会を希望する事業者が下記の要件を満たしていることを確認の上、入会の可否を判定する。

- (1) 入会申込時点で登録小売電気事業者であること
- (2) 入会申込時点の直近1年間に低圧での小売実績があること
- (3) 入会申込時点で資源エネルギー庁のホームページ「どうする？ソーラー」において「売電できる事業者」として掲載されていること

- 3 入会を希望する事業者が、前項第 2 号の要件を満たす事業者の親会社、子会社又は関連会社のいずれかであり、前項第 1 号及び前項第 3 号の要件を満たす場合には、前項各号の要件を満たしているものとみなす。
- 4 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する 1 人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 5 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。
- 6 第 1 項の入会申込を行う事業者は、入会申込時に、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他反社会的勢力に該当しないこと等を表明し、かつ将来にわたっても該当しない旨の確約書を提出しなければならない。

（費用）

第 5 条 入会金及び会費は不要とする。

- 2 第 3 条の活動に必要な費用は、別に定める方法で精算し、各会員が応分を負担することとする。
- 3 第 3 条の活動に関して、幹事会の議決事項により、各会員が損害を被った場合、幹事及び幹事会はその責任を負わず、各会員が負担することとする。

（退会）

第 6 条 会員が本会からの退会を希望するときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- （1）法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- （2）第 4 条第 2 項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （3）第 5 条第 2 項に規定する費用を納入しないとき。

（除名）

第 7 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会において幹事現在数の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを除名することができる。

- （1）本会則に違反したとき。
 - （2）本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う幹事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第8条 会員が第6条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 会員のうち最大5社より各社1名とする。
- 2 前項1号の幹事のうち、1名を会長とする。

(選任)

第10条 幹事は総会において会員の中から互選により定める。ただし、幹事会において特に必要があると認められる場合は、若干名を限度として、現在の幹事以外の会員を幹事に選任することを妨げない。

- 2 会長は幹事会において幹事の中から互選により定める。

(オブザーバー)

第11条 幹事会は、関係省庁及びその他の関係者について、必要に応じて本会のオブザーバーとして委嘱することができる。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて総会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(職務)

第12条 幹事は、幹事会を構成し、活動の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、活動を統轄する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、幹事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

(任期)

第13条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会において幹事現在数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う幹事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(種別)

第15条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、幹事現在数の3分の2以上の同意があった場合は、電磁的方法での開催も可能とする。

(構成)

第16条 総会は会員をもって構成する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、幹事の選任、会則の変更及び本会の運営に関する特に重要な事項を議決する。

2 幹事会は、総会の議事（会議の目的たる事項及びその内容）、本会の運営に関する重要事項及びその他活動の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第18条 総会は、毎年1回以上開催する。

2 幹事会が必要と認めるときには、臨時総会を開催することができる。

3 幹事会は、四半期に1回以上開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 幹事現在数の3分の1以上から議事を示して請求があったとき。

(招集)

第19条 総会及び幹事会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに議事を示した書面又は電磁的方法にて、開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 幹事会を招集する場合も同様とする。ただし、議事が緊急を要するもので、幹事現在数の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(議長)

第20条 総会及び幹事会の議長は、会長又は会長が指名する幹事がこれにあたる。

(定足数)

- 第21条 総会は会員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面又は電磁的方法によって会長又は当該会員が指定する会員に委任がされている場合は、出席したものとみなす。
- 2 幹事会は、幹事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

- 第22条 総会の決議は、出席会員の過半数の同意によって成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会においては、第19条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
 - 3 総会において議決すべき事項につき特別な利害関係を有する会員は、当該事項について表決権を行使することができない。
 - 4 幹事会の決議は、出席幹事の過半数の同意によって成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 幹事会においては、第19条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席幹事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
 - 6 幹事会において議決すべき事項につき特別な利害関係を有する幹事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第23条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する会員は、第21条第1項及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 やむを得ない理由のため、幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 5 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 6 第4項の規定により表決権を行使する幹事は、第21条第2項及び前条第4項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要

2 幹事会の議事については、本条前項の「会員」を「幹事」と読み替えて適用する。

第5章 資産の管理

(資産の管理)

第25条 本会が資産を有した場合、本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、幹事会の議決による。

第6章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第26条 本会則は、総会の議決及び幹事会において幹事現在数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第27条 本会は、2027年3月31日をもって解散する。ただし、同年1月31日以前の幹事会において、5年以内の解散期日を定めた上で、存続についての議決があった場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、幹事会の議決により解散する。
- 3 前項の議決により解散する場合は、会員の過半数の同意及び幹事会において幹事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

附則

(本会則の施行日)

第1条 本会則は2019年10月23日から施行する。

(入会要件に係る経過措置)

第2条 本会則第4条第2項第3号の要件を満たさない場合、2019年10月31日までの入会申込に限り、掲載に向けた手続きの進行中である旨を示す書面の提出を以て、同号の要件を満たしているものとみなす。

「個別通知」に同封する書面が満たすべき要件について

卒FIT買取事業者連絡会 会則 第3条第2号で規定する「『個別通知』に同封する書面が満たすべき要件」は、以下の通りとする。

第1条（様式）

「個別通知」に同封する書面の様式（会員ごとの記載エリアの大きさ等）については、旧一般電気事業者エリアごとの同封希望会員数を踏まえ、幹事会が定めることとする。

第2条（記載必須事項）

次の各号に掲げる項目については、書面に必ず記載することとする。

- （1） 事業者名
- （2） 連絡先（買取情報を掲載しているホームページのURL（QRコード可）および問合せ先電話番号）
- （3） 買取エリア
- （4） 買取単価（円/kWh）
- （5） 適用条件
- （6） 前4号の買取単価を適用する申込期限
- （7） 前4号の買取単価を適用する期間またはその他記載内容における有効期間を設ける場合、その期間
- （8） 前5号の適用条件としてサービス加入もしくは機器購入等を義務付ける場合、そのサービス加入もしくは機器購入等に要する総額費用
- （9） 契約、解約、その他各種手続きに係る手数料を徴収する場合、その費用及び条件

第3条（記載禁止事項）

次の各号に掲げる項目については、書面への記載を禁ずることとする。

- （1） 第2条第5号の適用条件に無関係の機器販売もしくはサービス加入等についての情報

第4条（留意事項）

書面への記載にあたっては、次の各号に掲げる点に留意すること。

- （1） 景品表示法、特定商取引法、消費者契約法等、関連法規を遵守すること。
- （2） 当該会員がホームページ等で公開している情報を記載すること。
- （3） 第2条第3号の買取エリアについては、原則都道府県単位で記載し、買取エリアが都道府県内の一部地域に限られる場合には、その旨を記載すること。
- （4） 第2条第4号以下の文字表記は、最低6pt以上（推奨8pt以上）で記載すること。

- (5) 第2条第5号の適用条件については、発電容量、設置年月、設置先建物の用途、他契約の有無、その他各種条件により適用の可否を定める場合、その条件を記載すること。
- (6) 買取単価の適用期間は原則1年以上とすること。1年に満たない期間限定の買取単価（以下、期間限定の買取単価）を設定する場合には、期間限定の買取単価の適用期間を明示したうえで、買取単価よりも小さな文字で、買取単価とは明確に区分して記載すること。
- (7) 作成済み書面の発送期間中に買取単価等を変更した場合、第2条第6号の申込期限内においては第2条第4号の買取単価による申込を受け付けること。ただし、書面に記載の買取単価よりも高い買取単価での買取を実施する場合はこの限りでない。

第5条（取次事業者または代理事業者による買取情報記載時の留意事項）

会員が、当該会員の取次事業者または当該会員の代理事業者（以下、当該取次事業者等）による買取情報を記載する場合は、次の各号に掲げる点に留意すること。

- (1) 第1条に定める書面の範囲内において、当該会員の責任により記載すること。
- (2) 第2条第1号に定める事業者名として、当該会員の事業者名および当該取次事業者等の事業者名を記載し、当該会員と当該取次事業者等との関係性（取次または代理）について明示すること。
- (3) 第2条第2号に定める連絡先として、当該会員の連絡先または当該取次事業者等の連絡先を記載すること。